

令和 4 年 3 月 23 日

部局長 各位

副学長（企画・教育・評価・基金担当）
教育推進・学生支援機構長
福井 博一

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う教育活動時の
留意事項について

令和 4 年 3 月 17 日付けで、岐阜県において、「新型コロナウイルス感染症に対する岐阜県の対応について 今後の感染拡大防止について」（別紙 1）が発出されました。3 月 21 日付けをもって「まん延防止等重点措置」が解除されたことに伴う通知となりますが、今後の感染の高止まり、第 7 波への再拡大については、大いに警戒しなければなりません。

これらの状況を踏まえ、下記のとおり教育活動時の留意事項を定めますのでお知らせします。引き続き、感染予防にご協力をいただきますよう、よろしくお願いします。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における岐阜大学の活動指針」の「1. 教育（講義・授業・演習と実験・実習）」の活動レベルはレベル 1 のままとする。
2. 対面授業実施においては、「令和 4 年度後学期の授業実施の方針について（通知）」（令和 4 年 3 月 7 日）にある【対面授業実施の指針】等を徹底する。特に、同通知【対面授業実施の指針】④の着席時の各自の距離を確保することに留意する。

以上

<参考：「令和 4 年度前学期の授業実施の方針について（通知）」（令和 4 年 3 月 7 日） 抜粋>

【対面授業実施の指針】（※大学としての感染リスク管理の指針）

- ①教室入室から退室まで、学生、教職員とも授業に関係のない不必要な会話はしない。
- ②授業中は、教室内にいる全員（学生や教職員、ゲスト講師など）がマスクを着用する。マスクは、不織布製を推奨する。
- ③教室内の着席者と着席位置を記録する。
- ④着席時の各自の距離が 1 m 程度以上離れる人数により対面授業を実施するよう留意する。これが困難な場合は、令和 3 年度前学期と同様に、教室定員の 60%程度未満となる人数により授業を実施する。
- ⑤換気設備や窓・扉の開放などにより、定期的に換気を行う。
- ⑥実験機器や備品、PC キーボード、マウスなどを共有する場合は、その消毒を行う。
- ⑦集団での宿泊を伴う授業は実施できるが、宿泊者全員が個室での宿泊とするとともに、食事の際は感染防止措置が講じられた食堂等にて他者と距離を空けて着席し会話は最小限とする。
- ⑧体調不良により新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる学生等については、講義を録画し AIMS-Gifu 等で視聴できるようにする、別途授業に相当する課題を課すなど、必要な配慮を行う。
- ⑨体調不良ではないが登校による新型コロナウイルスへの感染へ不安を感じている学生には、保健管理センターでの相談を案内する。

[トップページ](#) > [岐阜県 新型コロナウイルス感染症に関する情報](#) > [県の対応状況](#) > [県の対策](#)
> 今後の感染拡大防止について

重要なお知らせ

知事発言（重点措置の解除要請）

コロナに関する各種支援策

今後の感染拡大防止について

記事ID : 0212298 2022年3月17日更新 [感染症対策調整課](#)

【重点措置の解除要請】

これまで経験したことのないスピードと規模で感染拡大した「第6波」も、本県では、新規陽性者の7日間移動合計の今週先週比が3週連続「1」を下回り、病床使用率も4割を下回るなど、緩やかではあるものの減少傾向が確実なものとなりました。その結果、現時点では、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会がオミクロン株の特性を踏まえて示した「まん延防止等重点措置」の解除基準（別添：[まん延防止等重点措置終了の考え方について \[PDFファイル／251KB\]](#)）を、すべて満たしております。

このため、国において、本県への「重点措置」の適用について、3月21日の期限をもって解除が決定されました。

【課題と警戒】

しかしながら、依然として、以下の課題や懸念材料を抱えています。

- (1)減少したとはいえ、10万人あたり新規陽性者数は依然、「避けたいレベル」である「レベル4相当」の水準にあること（第5波のピーク時の約1.6倍）。また、減少スピードも、第5波と比較して非常に緩やかであること。
- (2)未だ3千人規模の自宅療養者への対応を余儀なくされていること。
- (3)救急医療をはじめ、コロナ以外の診療にも悪影響が生じていること。
- (4)ワクチン追加接種は、全国トップクラスの接種率ではあるものの、総人口の4割弱にとどまっていること。
- (5)感染力が更に強力といわれるオミクロン株「BA.2系統」への置き換わりが懸念されること。
- (6)昨年、一昨年とも感染急増を招いた「年度替わり」（卒業、春休み、花見など活発な人流。）を迎えること。
- (7)連日お亡くなりになる方がおられ、致死率はインフルエンザより高いこと。

このため、決して気を緩めることなく、感染の高止まり、さらには第7波へと再拡大することを大いに警戒しなければなりません。既に重点措置を解除したいくつかの県では、リバウンド傾向を示しております。

【感染防止対策の徹底・継続を】

新型コロナとの戦いは、2年以上に亘っております。県民、事業者の皆様には様々なご不便をおかけしておりますが、引き続き、油断なく感染防止対策を徹底・継続していただきますようお願いいたします。

行政としても、医療関係の皆様とともに、療養・検査体制の堅持、ワクチン接種の加速化に全力で取り組んでまいります。

重点措置解除に伴う対策のポイント

○感染再拡大の防止

<飲食・移動等>

- ◆飲食店などに対する時短要請を解除
- ◆飲食店などは感染防止対策を徹底、行政による見回り現地調査を継続
- ◆普段会わない人との会食、大人数・長時間の飲食は避ける、黙食と会話時のマスク着用。
 - ・歓送迎会、新歓コンパなど
 - ・卒業旅行、春休みの旅行・レジャーなど
 - ・イースター(4/15~17)など、外国人特有の伝統や風習に根差したお祭り
 - ・花見に伴う宴会は極力自粛

<学校>

- ◆以下の学校行事などの実施に当たっては、感染防止対策を徹底
 - ・部活動の練習試合・土日の練習
 - ・合唱、管楽器演奏その他近距離で接触する活動や運動
 - ・遠足、修学旅行、就業体験等の校外活動

○療養・検査・ワクチン接種体制の堅持・強化

<療養・検査体制の堅持>

- ・病床894床、宿泊療養施設1,998床、臨時医療施設82床の合計**3,000床の療養体制の堅持**
- ・協力医療機関（543機関）、歯科医療提供体制など、**自宅療養支援体制の堅持**
- ・感染不安を感じる無症状者への**無料検査体制の延長(3月末→4月末)**

<ワクチン接種の加速化>

- ・3月末までに、以下の接種率目標を目指す
- 全高齢者の「概ね9割」、追加接種の対象者となる一般県民の「概ね6割」
- ・希望する小児（5歳～11歳）に対する円滑なワクチン接種の推進

対策の詳細（太字部分は対策の変更箇所）

1 感染再拡大の防止

(1) 感染防止対策の徹底・継続

(1) 基本的な感染防止対策の継続

・これまで同様、以下の「基本的感染防止対策」の徹底を継続。

- マスク着用（不織布マスクで隙間なくフィット）
- 手指衛生（頻繁な手洗い、消毒）
- 密回避（密閉・密集・密接のどれか一つでも回避）
- こまめに換気（換気扇の常時稼働や窓・扉の開放による1時間に2回以上の換気）
- 体調管理（体調不良時には出勤・通学・出張・旅行を含む全ての行動をストップ）

・感染リスクが高まる以下の「5つの場面」は**厳重に注意**。

- 飲酒を伴う懇親会等（注意力が低下する、大声になりやすい）
- 大人数や長時間に及ぶ飲食(2次会・3次会、深夜のはしご酒等)
- マスクなしでの会話（車やバスでの移動の際も要注意）
- 狭い空間での共同生活（寮の部屋やトイレなど共用部分は要注意）
- 居場所の切り替わり（休憩室、更衣室、喫煙室等は要注意）

(2) 飲食・移動等

・自宅含め、普段会わない人との会食を回避。特に**歓送迎会、新歓コンパ**など大人数・長時間の飲食を避け、黙食と会話時のマスク着用など感染防止対策を徹底。**花見に伴う宴会は極力自粛**。

・都道府県をまたぐ移動の際は、上記の基本的な感染防止対策を徹底。**卒業旅行や春休みの旅行・レジャーなどについても基本的な感染防止対策を徹底**。

・外国人県民に対し、**イースター（4/15～17）**など、外国人特有の伝統や風習に根差した**お祭り等における感染防止対策の呼びかけを徹底**。

・感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用は避けて、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店舗（第三者認証店）」を利用し、マスク会食（食事中は静かに。会話はマスク着用。）を徹底。

・飲食店等においては、第三者認証取得を奨励し、感染防止対策の遵守状況に係る見回り現地調査及び遵守状況に応じた認証取消しを実施。

(2) イベント等の開催制限

・感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率上限は100%。（詳細は[県公式ホームページ](#)を参照）

・参加人数が千人以上又は全国的なイベントは、県で相談を受付。

・開催規模に関わらず、人と人との距離確保、マスクの着用、選手・出演者・参加者等に係る行動管理等を徹底。

(3) 福祉施設、学校等

(1)福祉施設

- ・専門家による速やかな個別指導やガウン・マスク・手袋等のPPE（個人用防護具）の迅速な供給など、施設で感染確認された初期段階でのプッシュ型支援を徹底。
- ・職員の体調チェックや体調不良時の出勤停止、通所利用者と入所者間の交流制限など、施設外からの感染持込みに対する水際対策を継続。

(2)学校等

- ・全ての学校において「ぎふコロナガード」（感染対策を毎日監視し、健康状態を確認する責任者）を指定し、基本的な感染防止対策や「健康チェックカード」による毎日の体調確認を徹底。
- ・合唱など感染リスクの高い活動は、短時間で方法等も工夫して再開。登校に不安のある児童生徒には、オンラインによる学習支援等を実施。
- ・遠足、修学旅行、就業体験等の校外活動については、感染防止対策を徹底した上で実施。
- ・部活動での練習試合及び土日の練習については、感染防止対策を徹底した上で再開。
- ・幼稚園・保育所等において、オミクロン株の特性を踏まえ、発育状況等からマスク着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的にマスク着用を推奨（満2歳未満児には推奨しない）。

(4) 職場への出勤等

- ・事業所ごとに「ぎふコロナガード」を指定し、感染防止対策の全従業員への教育と現場点検を徹底。
- ・業種別ガイドラインの遵守。
- ・在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等により、人との接触機会を低減。

2 療養・検査・ワクチン接種体制の堅持・強化

(1) 療養体制（3,000床体制）

- ・病床894床、宿泊療養施設1,998床、臨時医療施設40床（最大82床）、合計で最大2,974床を確保。
- ・病院、宿泊療養施設、自宅療養の役割分担による適切な療養体制を継続。
- ・退院基準を満たした後も引き続き治療が必要な患者を受け入れる「後方支援病床」128床を確保。引き続き、関係者間で受入条件などの情報共有を徹底し、効率的な運用を推進。

(2) 自宅療養者支援体制

- ・県、岐阜市、看護協会からなる「自宅療養者支援チーム」により、自宅療養者の健康フォローアップ、食料・生活必需品の提供等の支援を実施。
- ・全市町村において、県との連携による安否確認や生活物資配送（運送業者ひっ迫時）を実施するほか、状況に応じ市町村独自支援を検討、実施。
- ※独自支援の取り組み事例：食料品・オムツ等日用品の提供、買い物代行、相談窓口設置
- ・自宅療養者の症状悪化時には、医師会、訪問看護ステーション連絡協議会、薬剤師会と連携し、適切な医療を提供。
- ・協力医療機関(543機関)、歯科医療提供体制など自宅療養支援体制を堅持。

(3) 検査体制

- ・県、市及び診療・検査医療機関による検査体制**17,025件／日**を確保。
- ・感染不安を感じる無症状の方が、薬局等において無料検査を受けられる体制(現在138か所)について、**3月末までの期限を4月末まで延長**。

(4) ワクチン追加接種（3回目接種）の加速化

- ・3月末までに、全高齢者の「概ね9割」、追加接種の対象者となる一般県民の「概ね6割」の目標（接種率）を目指す。

	接種率（現状）		3月末（目標）
高齢者	82.4%(49.8/ 60.5万人)	【全国1位】	概ね9割
一般県民(全対象者ベース) ※	49.6%(76.3/153.9万人)	－	概ね6割
一般県民(全人口ベース)	37.8%(76.3/201.7万人)	【全国2位】	約45%

※2回目接種を完了した18歳以上人口

- ・小児（5-11歳）接種は、現在、予約枠の7割が充足。接種が本格化する4月以降も、小児・保護者の理解を丁寧に得つつ、希望者への接種を実施。

3 よくあるお問い合わせ

- ・よくあるお問い合わせについては、下記のリンク先でまとめています。

[新型コロナウイルス感染防止対策に関するお問い合わせについて](#)

このページの内容に関するお問い合わせ先

[感染症対策調整課](#) （代表）

県庁4階 電話番号：058-272-1111内線4993 FAX：058-278-3536

[メールでのお問い合わせはこちら](#)